

第8回 議会改革特別委員会

開催日 平成23年11月30日（水曜日）

出席委員 委員長：鈴木和彦 副委員長：望月厚司

委員：松谷 清 鈴木節子 早川清文 繁田和三 山根田鶴子 尾崎剛司
遠藤広樹 三浦雅司 佐野慶子 白鳥 実 石上顕太郎 近藤光男
栗田知明 片平博文

欠席委員 委員：遠藤裕孝

その他の出席者

議長：剣持邦昭

副議長：井上恒彌

議員：増田 進（遠藤裕孝委員の代理）

議題

- 1 提出資料の説明 など
- 2 議会基本条例（案）第1章「総則」について
- 3 議会基本条例の章別協議について
 - （1）第2章「市議会及び市議会議員に関する規定」について
 - （2）第3章「市民と議会に関する規定」から第7章「雑則」まで
- 4 次回の開催日について
 - （1）第9回 12月14日（水）午後1時30分～
 - （2）第10回 平成24年1月11日（水）午前10時～
 - 第11回 平成24年1月25日（水）午前10時～
 - 第12回 平成24年2月13日（月）議案説明会終了後～
 - 第13回 平成24年2月29日（水）午前10時～
 - 第14回 平成24年3月21日（水）午前10時～

協議内容

○議第1 議会改革度調査項目一覧及び議員間討議の考え方について説明

○議題2の主な意見等 [議会基本条例（案）第1章「総則」について]

- ・市民の負託にこたえるため、二元代表の一翼として議会機能を充実させ、議会や議員活動を活性化させるため議会基本条例をつくる。
- ・目的と基本理念からなるシンプルな条例にしたい。
- ・市民の負託という表現を使うのであれば、これは住民にすべきである。NPOや通勤者

- などを含む市民を対象にするのであれば「まちづくり」にしないと整合性がとれない。
- ・ 執行機関に対する監視機能や、政策立案、市民の意見を市政に反映させることが、市民の負託にこたえるということにつながる。
 - ・ 市民との協働による開かれた議会の実現や、市民の意見を的確に把握し、行政に反映させるという立場を明確にしたい。
 - ・ 不断の議会改革ということを前文に盛り込む。
 - ・ 議会と市長が議論しながら、市民に最良の政策を導き出すというのが二元代表制の基本であることをわかりやすい言葉で表現したい。
 - ・ 自治基本条例との整合性の面から、市民の意見を「まちづくり」に反映させ、地方自治の本旨の実現を目指すという表現がよい。
 - ・ 目的には地域主権を入れる。
 - ・ 「シセイ」の「セイ」は「政」と「勢」のどちらを使うか検討に値する。
 - ・ 基本理念なので、唯一の議決機関、二元代表制、平和や核に対する考え方を箇条書きで入れることが必要。
-

○議題3の主な意見等[議会基本条例の章別協議について]

(1) 第2章「市議会及び市議会議員に関する規定」について

(市議会の活動) 資料3-1

- ・ キーワードは、充実した審議・討論を行う。議会運営における公正の確保、透明性の向上。不断の議会改革に取り組む。
- ・ あり方研究会の文言を「市議会の活動」の中に取り入れたい。
- ・ 監視機関としての機能を十分に果たせるような運営。情報の開示、市民が参加しやすい議会の実現に努力する。
- ・ 市民との協働、話し合い、懇談会の設置、市民との意見交換。
- ・ 言論の府。市長との積極的な討議。市民への説明責任。
- ・ 議員相互の討議の場の確保・確立。
- ・ 政策形成機能の強化。行政に対する監視機能の発揮。
- ・ 市議会としての機能を明確にする。
- ・ 論点、争点の明示機能。

(市会議員の活動) 資料3-2

- ・ 議員の資質向上。市民意見の把握。政策立案や政策提言に必要な調査研究。
- ・ 民意を把握するため、市民との十分な討論を尽くす。
- ・ 住民福祉の向上という言葉を入れる。
- ・ 市民の代表として誠実かつ公正な職務の遂行に努め、議会活動について市民への説明責任を果たす。

(会派) 資料3-3

- ・同一の理念を共有する議員の集まりとして会派を結成することができる。会派は複数の議員が基本であると考えますが、1人会派を認めているので、別に協議したい。
- ・あり方研究会の考え方でよい。会派代表者会議の規定も盛り込む。
- ・これまで1人会派も認めてきた。政務調査費も1人会派を含む会派支給ということで認めているので1人会派も認める。
- ・議会活動を円滑に行うという規定がいい。
- ・会派は、議会活動を円滑に実施するために持ち込まれた概念と理解している。そこに政策の一致という理念を持ち込むことは、二元代表制の原理に矛盾する。
- ・議会のあり方として、会派を超えた政策連携が求められている。政策の一致ということを書くのであれば、会派を超えた政策連携に努めるという言葉を入れ、二元代表制の原理を反映するように規定してほしい。
- ・政策立案、政策決定、政策提言。会派間の協議、合意形成に努めると。
- ・余り強い拘束はせず、議会活動を円滑に行うため会派を結成するという規定がよい。

(市議会議員の政治倫理) 資料3-4

- ・自治基本条例の市議会議員の役割及び責務の中でも規定されているので、改めて規定する必要はない。
- ・市議会議員の活動の中に政治倫理も含むのであれば、別けて規定する必要はない。
- ・市民の負託にこたえるため、市政に携わる権能及び職責を有することを認識し、政治倫理の向上に努めなければならないと入れる。
- ・議員の活動関係に盛り込めればよい。
- ・当たり前のことを当たり前に条例に書くということで、政治倫理の項目は入れるべきだ。

(2) 第3章「市民と議会に関する規定」から第7章「雑則」まで

*調査票に各会派の考え方を記入し、12月12日(月)までに事務局へ提出

○議題4 次回の開催日 上記のとおり
